

2026年度町田市会計年度任用職員（給食調理員）採用選考募集要項

職名	会計年度任用職員（パートタイム）
種別・職種	会計年度業務職員・一般労務（給食調理員）
業務内容	<p>給食調理業務全般</p> <p>※食材料の検収及び検品、下処理、調理、配食及び配膳、 食器具等の洗浄及び消毒、施設設備の清掃 等</p> <p>※災害が発生した場合、勤務条件に応じて災害対応における業務を行っていただくことがあります。</p>
募集人数	27名程度
募集条件	<p>長時間の立ち仕事や調理作業が可能な方</p> <p>コミュニケーション力を有する方</p>
任用期間	<p>2026年4月1日～2027年3月31日</p> <p>（任期満了後、勤務成績が良好等一定の要件を満たした場合、再度任用されることがある）</p>
勤務日数	年192日（原則給食実施日）
勤務時間	午前8時15分～午後4時30分（実働7時間30分）
報酬額	月額199,200円 別途、時間外勤務報酬・通勤手当相当分の支給有り
勤務地・部署	<p>町田市立小学校</p> <p>※勤務地の指定はできません</p> <p>※再度任用時に勤務地を変更する場合有り</p> <p>※原則車通勤不可</p>
支払日	<p>当月払い（毎月21日）</p> <p>（21日が土日祝日の場合、当該日の前の平日に支払う）</p>
手当	勤務条件により期末・勤勉手当の支給対象となる場合有り
休暇	年次有給休暇、その他休暇制度有り
加入保険等	社会保険、雇用保険等勤務条件により加入
身分・服務	地方公務員法を適用、町田市条例等を適用
人事評価	別に定める人事評価表により人事評価を行う
応募書類	町田市会計年度任用職員（給食調理）採用選考申込書（PC作成可）
応募方法	<p>応募書類をA4用紙に印刷し、必要事項を記載の上、返信用封筒（長形3号サイズ、110円切手貼付、返信先の郵便番号・住所・氏名を明記）を同封し、 2026年1月14日（水）17時までに、下記応募先に持参又は郵送してください。</p> <p>なお、応募書類は返却いたしません。</p> <p>また、書類の記載不備等は、不合格となる場合があります。</p>

選考方法	<p>一次選考 【筆記選考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出題範囲 学校給食衛生管理基準から ・出題形式 多岐選択式 <p>二次選考 【面接選考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人面接 1人20分程度（予定）
申込期限	2026年 1月14日（水）17時まで ※必着
一次選考日	2026年 1月25日（日）9時から
一次選考結果	2026年 1月27日（火）※郵送にて発送
二次選考日	2026年 2月8日（日）※時間未定
二次選考結果	2026年 2月10日（火）※郵送にて発送
特記事項	<p>2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと。</p> <p>※「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>
応募・問い合わせ先	<p>〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市役所学校教育部保健給食課 小学校給食担当 電話番号：042-724-2177（直通） （受付時間：平日午前8時30分から午後5時まで）</p>

(別紙)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義) 第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの